

第22期水俣学講義10回目

小児性・胎児性水俣病患者の今

2023.12.7

水俣学研究センター 田尻雅美

水俣病事件から何を学ぶのか

- 水俣病が公式に確認されたのは、1956年5月1日
- 政府に公害と認められたのは、1968年9月26日
- 水俣病と認定されれば「補償協定」
- 水俣病と認めない各種救済措置
- しかし、今日でも「水俣病は終わらない」
- 水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか
- 水俣病患者へ向けられる差別

考えてほしいこと

- なぜ水俣病が起こってしまったのか
- なぜ被害が拡大したのか
- なぜ水俣病が終わらないのか

2023年 水俣病の公式確認から67年

2004年 最高裁判決によって、国や県の行政責任が認められ、

2013年 国の認定基準の過ちも認められ、

行政の水俣病の病像、認定制度や救済策が破綻した。

- 2023年9月27日

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟判決

128人原告全員が水俣病

低濃度長期汚染の遅発性水俣病、特措法対象地域外の曝露、

1974（昭和49）年1月までの曝露を認めた

しかし10月5日チッソ、10月11日熊本県と国が控訴

水俣病患者の苦悩と苦闘は続いている

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約（チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者）
1973年7月	補償協定締結（チッソとの協定、認定された患者のみが対象）
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律（認定された患者のみ）
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業 「医療手帳+一時金」 「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」（新保健手帳）
2005年	治療促進事業（確定原告に対する医療費などの支給）国との委託契約
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法「被害者手帳+一時金」 「水俣病被害者手帳」

被害の状況（熊本県と鹿児島県）（2023年10月末現在）

水俣病認定申請処理状況（2023年10月末）

県別/項目	処分数		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
熊本県	1,791	13,361		347
鹿児島県	493	4,509	1	1,052
合計	2,284	17,870		1,399

認定患者（2023.3末現在）
熊本県・鹿児島県両県
2,284人
生存 246人
死亡2,038人

熊本県：<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/234236.pdf>
鹿児島県：<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/minamata/toukei.html>

救済策対象者	熊本県	鹿児島県	備考
1995年政治的和解 総合対策医療事業	12,374人 (医療手帳11,152人、 保健手帳1,222人)		平成27年環境白書 314～315P
2005年10月～2010年7月 総合対策医療事業	28,364人（保健手帳）		平成27年環境白書 314～315P
特措法による給付対象 者：被害者手帳	22,816人	13,545人	2014年8月29日熊本県 報道資料

水俣病にかかわる様々な手帳

水俣病患者と認めないまま給付される手帳

認定された方の「水俣病患者手帳」
(同じ手帳だが色が違う。)



種類が多く、当事者たちは、
違いを理解していない人も多い。

これら以外に裁判で認められた人の
手帳がある



水俣病の差別の中で生きる

1956年5月1日 水俣病公式確認

伝染病：井戸の消毒、 隔離病棟 奇病：猫踊り病、マンガン病
伝染病では、ないことはわかるも、患者たちは隔離病棟に入院、漁村地域での患者の多発、原因が解明されないことなどから、奇病として恐れられる。

胎児性患者しのぶさんは、小さいころのことを
「近所に友達がいたが、水俣病じゃない。どうして自分ばかり水俣病にならなにかなと思った。やっぱり近所の友達と遊べなかった」

脳性小児麻痺患者は奇病が多発した漁村に多く発生し、感染するのではないかと恐れる親たちによって、子ども同士で遊ぶことが出来なくなるなどの差別を受ける。

その背景には漁村地域に多発したため、栄養失調なども言われ、貧困な漁民という社会的な問題。

脳性小児麻痺の多発

水俣病の発見とほぼ同じ頃に水俣病と発生時期も発生場所も同じ地区に、生まれつきの脳性小児麻痺患者が多発

これらの患者達は汚染された魚貝類を食べていなかった

1956年8月29日 チッソ付属病院の細川一医師が脳性小児麻痺の多発について報告

当時の医学会では、胎盤は毒物を通さないのが常識であったため、水俣病の被害が胎児にまで及ぶとは考えもつかなかった。

原因不明

- 奇病、かわいそうな存在でなく、差別の対象
- 親が差別から守る

湯堂で確認された胎児性・小児水俣病（原田正純）



原因追及のため調査が続く

親たちは周囲の患者の発生の仕方や、子どもの症状、自分たちの魚の食べ方から「**うちの子は水俣病に違いなか**」

行われた検査

- ① 採血
- ② 髄液の採取
- ③ 糞尿の採取
- ④ 聴力
- ⑤ 血圧
- ⑥ 心電図
- ⑦ 毛髪水銀

調査した病院

- 水俣市立病院
- 水俣保健所
- 熊本大学医学部
- 九州大学医学部

「あるとき、子どもたちが市立病院に皆集められて一晩がかりで検査されたことがありました。脊髄液を採ったり、頭のレントゲンを撮ったりされて、子どもたちがヒィヒィ泣くのを、親たちは耳をふさいで廊下で待ちました。それでも「脳性マヒ」のくりかえし。かげではずいぶん“ヤブ医者”と言いつけたり、面と向かって「どこ検査すれば気のすむとですか」

母親は「そんな頃は、水俣病という診断さえつけば治療を受けてようなる（治る）ちおもったんですな」

胎児性水俣病の認定

1961年3月	一人の脳性小児まひ患者が死亡し解剖され、その結果4か月後にその子どもだけが、胎児性水俣病と認められた。 他の子どもたちは、認められず。
---------	--

役所の人は

一人は水俣病とわかったが、ほかの子どもたちがみんなそうだということはわからないので、もう一人死ぬとわかる

1962年9月15日	もう一人の胎児性患者が死亡し解剖され、その結果、胎盤を経由した水俣病であることが証明された。
1962年11月	胎児性水俣病 16人が認定 2011年現在、原田正純調査では、胎児性水俣病患者 68人

胎児性・小児性水俣病患者は病院・施設、学校教育の中で

1959年	水俣市立病院水俣病専用病棟
1965年	水俣市立病院付属湯之見病院 西日本で初めてのリハビリテーションを備えた病院
1972年	水俣市立重度心身障害児（者）施設「明水園」 認定された水俣病患者だけの施設

内田守教授(熊本短期大学)が1964（昭和39）年8月と12月に行った現地調査によると

「胎児性患者21人（2人は死亡）のうち入院生活者は8人、自宅生活者は11人と、自宅で生活を送っているほうが多いのであった。」

内田守：「水俣病の社会的視点と公害法問題」『熊本短大論集 第29号』熊本短期大学1965年3月

胎児性・小児性水俣病患者は病院・施設、学校教育の中で

水俣第一小学校：1957（昭和32）年10月15日補助学級*1958（昭和33）年4月補助学級新校舎落成（水俣市中心部にある）

水俣第一中学校特殊学級（水俣市中心部にある）

水俣第二小学校：1960（昭和35）年4月1日特殊学級設置（水俣市）

* 1 <https://es.higo.ed.jp/minamata1stes/wysiwyg/file/download/15/6>

1969年（昭和44年）4月15日	湯之児病院内に、水俣第一小学校分校開校 水俣市立病院内に、水俣第一小学校浜分校開校
1973年（昭和48年）8月	訪問教育開始（重度の患者たちにやっと教育の機会が）
1975年（昭和50年）4月	湯之児病院内に第一中学校の分校（小学校を卒業する入院患者たちに合わせて開校された。）

Nさん	1957年 2月生	1969（昭和44）年12歳：湯の児病院第一小学校分校入学 1975（昭和50）年18歳：湯の児病院第一中学校分校入学 同級生の胎児性患者5人
Kさん	1955年 8月生	1969（昭和44）年14歳：湯の児病院分校入学
Sさん	1956年 7月生	1963（昭和38）年 7歳：水俣第一小学校入学（市立病院に入院）

「他の兄弟は、小学校に行くのになぜ自分はいかれないのだろうと思っていた」
「学校は楽しかった。」

「病院での生活はよかもんじゃなかった」「付き添いに洗濯、食事など身の回りの世話をしてくれる人が昼4人、夜4人いた。昼の人とあわず、子どもながらに嫌だった。夜の人はやさしかった。」

「楽しかった。先生たちと遊んで楽しかった。夜は泣きよったって、寂しかったの。」 毎週土曜には自宅に帰り、月曜の朝、病院に戻る
「月曜の朝が一番嫌だった。家におりたかった。」

胎児性水俣病患者を見る目

1960年代

「水俣市立病院の胎児性水俣病患者の部屋は一番奥の窓もぜんぜんないくらい。部屋に入るとむっと悪臭が鼻につきました。7、8人寝転がっていました。犬の遠吠えのような唸り声をあげ、タオルの胸かけが、よだれでべとべとになっていました。救いを求めて熊本から母を呼び、48歳の私は母にしがみついて寝ました」

(1963年)

松本勉・上村好男・中原孝矩編『水俣病患者とともに
に 日吉フミコ闘いの記録』 草風館2001年P39

「いたいけな小児患者が“**生ける屍**”としてベッドに釘付けにされたり、片言しか云えない小児がヨチヨチ廊下をよろめき歩くのを見たり、或は漁村のあばら家に母親の涙の眼に見守られている身動きできない小児患者を見ると、なんとも云えない義憤の心が浪うつのである。」

(1964年)

内田守「水俣病のとりハビリティションと社会的治療の諸問題」

『熊本短大論集第34号』熊本短期大学 1967年6月p28

ソーシャルワークは、当時のことを

「確かに水俣市立病院は古い建物で水俣病専門病棟への渡り廊下は暗くて窓もなかったが水俣病専門病棟は、新たに建て加えられた建物だったので一番日当たりもいい、明るくて広い病棟だった。胎児性の部屋は確か畳で昼は蒲団をあげて生活していたのだと思う。日中は今でいう多目的スペース的なところになっていたと思う。生活の場でない病院に今まで見たことがない病院の環境だったと思う。当時色々な施設はみていたが、**重度障害者の施設はなかった時代に胎児性水俣病患者の重度の障害を見たときのショックは大きかったのだと思う。」**

明水園

- 胎児性水俣病患者は“見える被害”であったために、しばしばテレビや新聞、映画などに登場するように。
- これに対して親達は胎児性患者らの意思を無視してメディアに登場するのを嫌がった。そのために明水園では外出、外泊には親の承諾が必要になった。以前は、電話で許可をもらえばよかったのだが、親の要望によって、さらに、保護者が来園して承諾の印鑑をつかなければ、外泊、外出は出来なくなる事態となった。
- 2003年以降は、支援者の申し入れなどからの結果、今まで介護の実績があり外出外泊で問題がなかった場合、明水園が許可を出しても良いという判断をすれば、実績のある介護者と本人の責任において親の許可なしでの外出が可能になった。

坂本しのぶさん

1956年7月

水俣市袋 坂本家の次女として
出生

1962年11月

胎児性水俣病と認められる

1963年4月

水俣市立病院に入院

水俣市立第一小学校特殊学級に
入学

水俣には特殊学級が水俣市中心の水俣市立第一小学校にしかなかったため、自宅からバスで通学することができないため入院し通学

毎週土曜には自宅に帰り、月曜の朝、病院に戻る

「月曜の朝が一番嫌だった。
家におりたかった。」

「楽しかった。先生たちと遊んで
楽しかった。夜は泣きよったって、
寂しかったの。」

1968年9月公害が認められたことにより、胎児性水俣病患者には新たに「公害被害者」として重ねられることに

水俣病訴訟と運動 ～被害の象徴～

1972年 国連人間環境会議（ストックホルム）

原田正純、宇井純、浜元二徳さん、坂本フジエ、坂本しのぶさんらが参加

胎児性患者坂本しのぶさんは母親に「この子を見てください」と言われ、参加者の前に姿を現し、公害の絶滅をアピール

「胸がいっぱいになってドキドキしていた。会場に上って、私はみんなに水俣病の事を知って欲しかった。嫌だったけど行ってよかったと一番に思っている。どうして自分ばかり表に出ななんとかないと思った時もあった。（しかし、）胎児性は私一人、（訴訟派では一人）。清子ちゃん達は別だった。裁判じゃない。裁判派の中で胎児性水俣病患者の中で自分で歩いてまわりきるのが私一人、だからしょうがないと思った。」

坂本しのぶさん

「金はイラン、元の体を返せ」



胎児性水俣病が担ったこと 見える被害としての象徴

1969年3月患者原告たちがチッソを被告に損害賠償請求を提訴した水俣病第一次訴訟以降、胎児性水俣病患者は被害を強調

水俣病裁判闘争、自主交渉と水俣病の社会的運動が盛んになるに連れて、水俣病を題材にした写真集、映画、水俣病を告発する会ニュースなどメディアが運動の一環として大きく登場

被害の大きさ、残酷さ、深刻さを世間に訴え理解してもらうために胎児性患者たちは、映像、写真を中心として登場

胎児性・小児性水俣病患者の自立への回路

支援者や当事者が生活の場、活動の場を作っていた

年	活動拠点	内 容
1972	若衆宿	孤絶を余儀なくされていた10代、20代の胎児性患者らが、生きる意味を求めて若衆宿に集まった1972-1980 (2020/5/16毎日新聞)
1974	相思社	患者達の交流の場・生活支援、支援者たちの活動拠点、医療基地、共同作業場など。将来は『胎児性患者も含む患者を核とする労働コロニー』にまでしたい
1977	反農連水俣袋地区生産者連合	本来の人間らしい生活をしながら、弱く切り棄てられる生産者同士の絆を深め、水俣のみかんを通じ、全国に水俣病事件を伝え、自らの生活を据え返す契機にしたい
1982	生活学校	共同生活をし、農作業、家造りをして、夜は水俣病などの学習会などから近代を見直していく作業を行う場
1983	今から一步の会	水俣の障害者、高校生達などで水俣の障害者問題を考える
1987	浮浪雲工房	紙漉き、和紙作りを障害者、水俣病患者と共に働く場

胎児性・小児性水俣病患者の自立への回路

支援者や当事者が生活の場、活動の場を作っていた

年	活動拠点	内 容
1987	水俣せっけん工場	水俣病の被害者、チッソ労働者、水俣市民54名の出資で、水俣せっけん工場設立。廃食油の回収、せっけん製造を開始
1992	カシオペアの会	胎児性患者や障害者らが結成。ゆっくりとマイペース。月に何度か集まり、明水園に入園している人も外泊外出して参加しお花見や、学習会を実施
1996	ほたるの家	水俣病を伝える活動、裁判支援、相談所。2007年からNPO法人水俣病協働センター
1998	ほっとはうす	胎児性患者と障害者が共に働く場、共同作業所とし開店。2000年度から小規模作業所、2003年から社会福祉法人
2019	水俣病胎児性小児性患者・家族・支援者の会	
2020	エコネットみなまた はたらーく（傍楽生）	障害者、小児性・胎児性水俣病患者らとともに環境に配慮した農産物・せっけんなどの製造・販売

小児性・胎児性水俣病患者たちが中心として開催

1975年	若い患者の集まりでチッソに「仕事ばよこせ！人間として生きる道ばつくれ」のビラを配布
1978年 9月23日	若い患者の会 水俣市文化会館で「石川さゆりオンステージ」
1991年 11月	水俣市文化会館で開催された「国際環境会議」のロビーで胎児性患者半永一光の写真展→「カシオペアの会」結成へ
1996年 6月22日	障害者プロレス「ドッグレッグス」を水俣に招き水俣公演を水俣市立体育館で開催
2015年	若かった患者の会 結成
2017年2月	「石川さゆりコンサート」を開催
2018年8月	若かった患者の会「いま、生きることを考える」講演会開催
2021年9月	映画「MINAMATA」水俣先行上映実行委員会に参加

2005（平成17）年4月に当時の環境省小池百合子大臣の私的懇談会 「水俣病問題に係る懇談会」

有馬朗人（元東大総長・元文部大臣）

嘉田由紀子（京都精華大学人文学部教授、平成18年4月に辞任）

加藤タケ子（社会福祉法人さかえの杜 ほっとはうす施設長）

金平輝子（元東京都副知事）

亀山継夫（元最高裁判所判事）

鳥井弘之（元日本経済新聞社論説委）

丸山定巳（前熊本大学文学部教授）

柳田邦男（ノンフィクション作家）

屋山太郎（政治評論家）

吉井正澄（元水俣市長）らの10名

「Ⅰ.発生の拡大と責任」、「Ⅱ.被害救済と地域再生」が議論

Ⅱのなかで胎児性患者に対する支援が検討

水俣病公式確認から50年を迎えた2006（平成18）年9月19日に「『水俣病に係る懇談会』提言書」

「『水俣病に係る懇談会』提言書」 12項目のうちのひとつ

7 国は関係地方自治体等と連携して、水俣地域を「福祉先進モデル地域」（仮称）に指定し、水俣病被害者が高齢化しても安心して暮らすことのできるような総合的な福祉対策を積極的に推進すること。その中で胎児性水俣病患者の福祉対策には格別の配慮が必要である。

新潟水俣病の被害者に対しても、同質の福祉対策を取ることに。

熊本県水俣病保健課の業務

胎児性・小児性患者等の支援 平成18年度～

2006（平成18）年 水俣病公式確認50年

目的	胎児性・小児性水俣病患者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活を支援するサービス等の充実を図る。
事業内容	介護保険制度や障がい者福祉制度といった既存の福祉制度の適用がない事業で、患者等の社会活動を支援するような事業等に対して補助する。

熊本県水俣病保健課の業務

胎児性・小児性患者等の支援 平成18年度～

表9 熊本県事業 胎児性・小児性水俣病患者等の支援	
胎児性・小児性患者などの地域生活支援事業	
平成18年度～	
①福祉サービスの提供など	
②緊急時支援	
③施設整備及び備品購入など	
胎児性水俣病患者等ケアマネジメント・相談支援事業	
平成23年度～	
胎児性水俣病等なじみホームヘルパー等養成事業	
平成23年度～	
①水俣病を理解したホームヘルパー等養成支援事業	
②なじみホームヘルパー等養成支援事業	
胎児性水俣病患者等リハビリテーション支援事業	
平成23年度～	
胎児性・小児性水俣病患者夢実現（旅行）支援事業	
平成25年度～平成27年度	

2023.9.12
蒲島知事
「地域生活支援事業」について、
2024年度から利用する患者の自己負担分を軽減する考えを示した。実質ゼロとなる見通し。水俣市内での胎児性患者らとの懇談で説明。

熊本県水俣病保健課の業務

胎児性・小児性患者等の支援 平成18年度～

表10 利用可能な施設(入所・通所)

水俣市立明水園（認定患者の為の入所施設・短期入所）
明水園家族棟 めくもりの家潮風（短期入所）
社会福祉法人さかえの杜（ほっとはうす）（通所・短期入所）
NPO法人水俣病協働センター（ほたるの家）（通所）
支援センターまどか（通所）
わくワークみなまた（通所）
水俣市社会福祉協議会（通所）
グローバル園芸療法トレーニングセンター（通所）
NPO法人ひまわり芦北（通所）

出典）保健福祉サービスのしおり～水俣・芦北～より筆者作成

熊本県水俣病保健課
 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
 平成24（2012）年度～

趣旨	知事は、胎児性・小児性水俣病患者等の地域における安心した日常生活の確保又は胎児性・小児性水俣病患者等の地域における社会参加（社会活動等）の促進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する
定義	胎児性・小児性水俣病患者等とは、原則として、胎児性・小児性水俣病患者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律若しくは介護保険法（以下「障害者総合支援法等」という。）によるサービスを受けることができない者又は障害者総合支援法等によるサービスを受けている者であってそれらのサービス以外のサービスを受ける必要があると認められるもの及びそれらの患者の家族又は主な介護者

平成23年度 なじみホームヘルパー等養成支援事業補助金交付要項
 （定義）
 第3条 胎児性患者等とは、原則として、65歳未満の水俣病認定患者とする。

補助対象事業

胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保、
又は 地域における社会参加の促進を図ることを目的とした事業

(1) 胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保
又は社会参加の促進に資する事業（障害者総合支援法等の既存の福祉
制度を拡充するものに限る。以下「サービス提供事業」という。）

(2) サービス提供事業等を実施するために必要な施設の改築、修繕
及び備品購入

(3) 住まいの場又は日中活動の場等を提供するサービスであって、
障害者総合支援法等に準じる事業（以下「施設運営事業」という。）

(4) 施設運営事業又は障害者総合支援法等に基づくサービスを実施
するために必要な施設の新築、増築等（以下「新築等」という。）及
び備品購入

(5) 平成22年度水俣病患者施設医療福祉機能向上支援事業により
整備した施設において行う、胎児性・小児性患者等の日常生活を支援
する活動

(6) 家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、修繕及び
備品購入

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_22968.html

補助対象事業
胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保、又は 地域に
おける社会参加の促進を図ることを目的とした事業

胎児性水俣病患者等リハビリテーション支援事業
なじみヘルパー等養成支援事業
胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業
水俣・芦北地域ホームヘルパー確保支援事業
胎児性・小児性水俣病患者夢実現支援事業

平成29 年(2017 年)11月に「胎児性水俣病患者等の住生活に係る不安解消事業のとりまとめ
平成30 年度(2018 年度)において胎児性患者等が日常的に利用している3事業所に対し、災害時
の備蓄品整備の支援https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15211.html
『熊本県の環境 環境白』書2018,2019年度版

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_22968.html

「5・1」を考える

水俣病公式確認56年

水俣病の公式確認から56年。水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う田中正社医師に奮闘してもらった。

寄稿 医師・原川正純

今年から5月1日がやってきました。水俣病の公式確認から56年。水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う田中正社医師に奮闘してもらった。

「ここ是水俣川の源流に立ち戻るべきだ」と話す田中正社氏（右）と記者（左）



◇ほらだ・まさずみ 1934年生まれ。59年熊本大学医学部卒。同大大学院修了。神経精神科公学、産科を経て72年熊本大学医学部助教授。84年熊本大学医学部教授。2010年定年退職。熊本市在住。

補償で解決…忘却される患者

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う田中正社医師に奮闘してもらった。

「企業と行政の犯罪」と銘記を

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う田中正社医師に奮闘してもらった。

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う田中正社医師に奮闘してもらった。

公式確認となった女性は今

J子さん 2023年5月現在

○ 1953（昭和28）年5月生

○ 70歳 ○ 女性

6人兄弟姉妹の第6子（末子）

昭和31年

水俣病患者診査協議会にて決定

昭和45年1月

旧救済法による認定（Aランク）

障害者手帳1種1級

意思の疎通はできず、食事介助、排せつ介助など日常生活すべてにおいて介助が必要。

○家族内の水俣病被害状況

水俣病認定患者

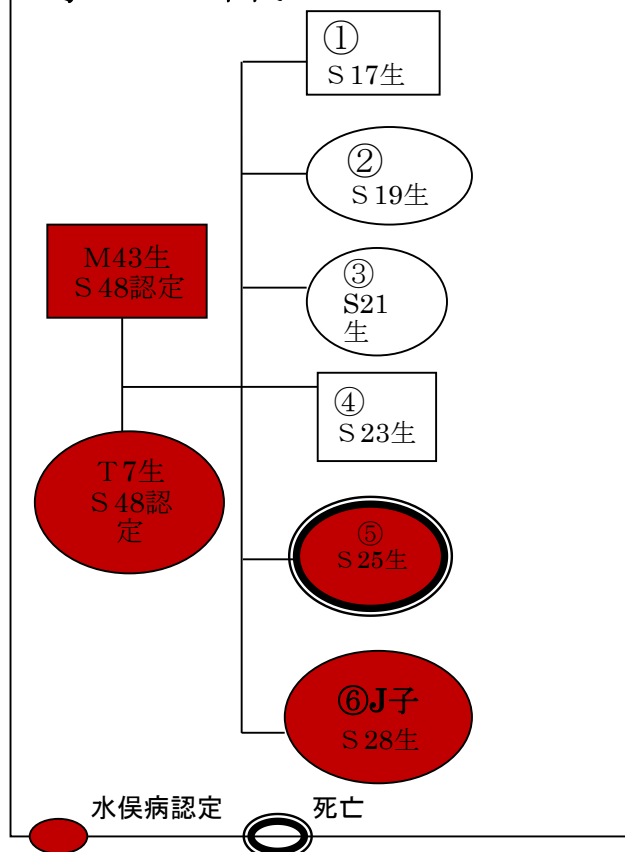
父（1988年死亡） 母（1988年死亡） 第5子（S子三女、1959年死亡）

医療手帳 第2子、第3子、第4子

被害者手帳 第1子（長男）

- 両親の死後、姉夫婦が中心となって介護を行っていた。
- 2009年姉が入院、2010年姉の夫が入院
- 在宅生活をするためには補償協定だけでは、生活することができない。
- 現在は、姉夫婦とも自宅に戻っているが、姉も介護が必要な状態
- J子さんの介護は、障害者総合支援法に基づく重度障害者等包括支援により居宅介護（食事介助、家事援助、訪問入浴、排せつ介護）と訪問看護を利用し在宅生活を続けている。

T家 1970年代



利用可能な施設

水俣市立病院水俣病患者専用病棟(1959～1965?)

水俣市立病院付属湯之児病院(1965～2005)

水俣市立明水園(認定患者の為の施設)(1972～)

表1-1 チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年

認定患者への補償 内容 / ランク	1973年当時			単位＝円
	A	B	C	
特別調整手当 月額	60,000	30,000	20,000	
医療手当 通院	4,000～5,000			
入院	5,000～7,000			
医療費	チッソが全額負担			
介護費	15,000～20,000			
葬祭料	200,000～233,000(1974年当時)			

図1：全身介護を要する⑥の家族介護図

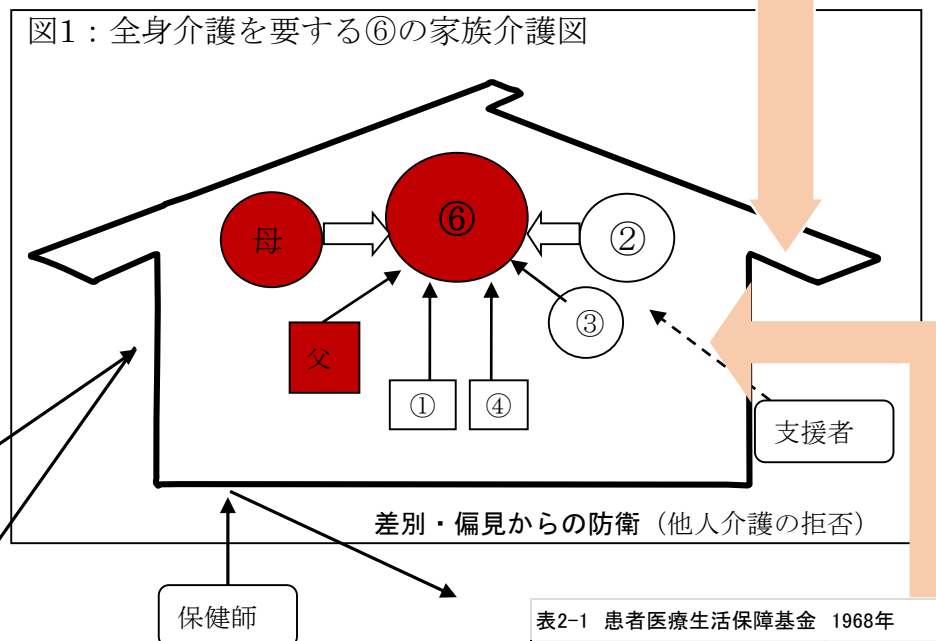


表2-1 患者医療生活保障基金 1968年

		単位＝円
介添手当		10,000
おむつ手当		10,000
就学援助費		25,000～35,000
通院交通費 1日につき		120
マッサージ治療費(s49年)	年20回/1回	300
香典		100,000

熊本県事業

公害保健福祉事業

①家庭療養指導事業(保健師等の訪問)

②療養用具支給事業

T家 2009年

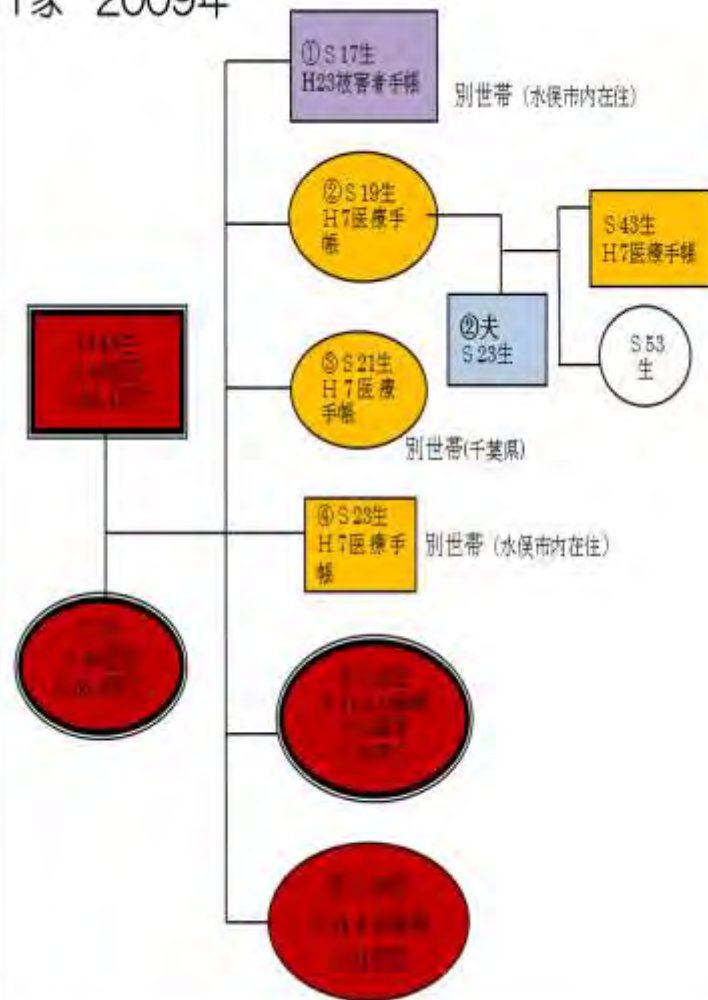


図2：介護を要する⑥の家族介護図
(1987～2009)

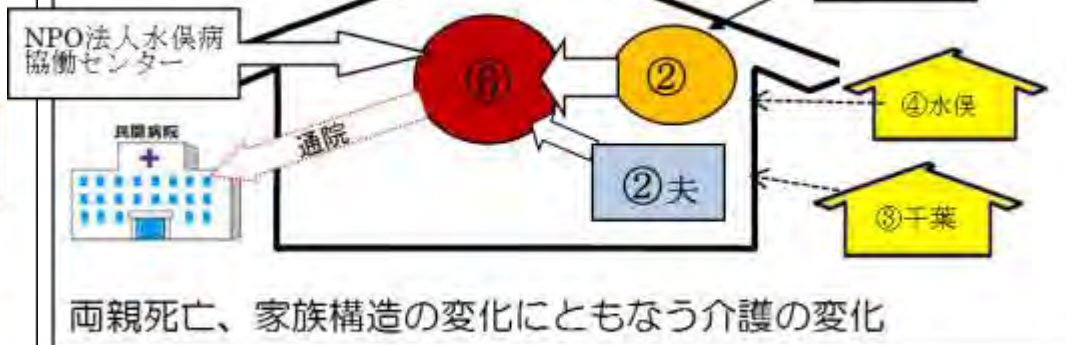
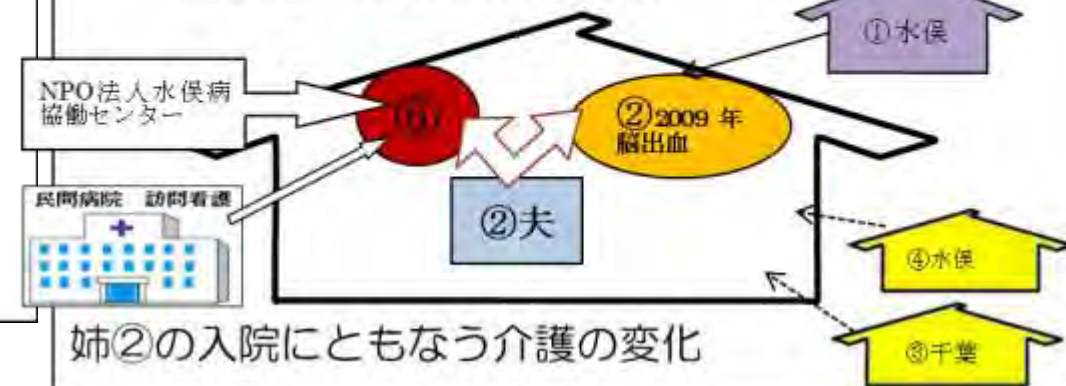
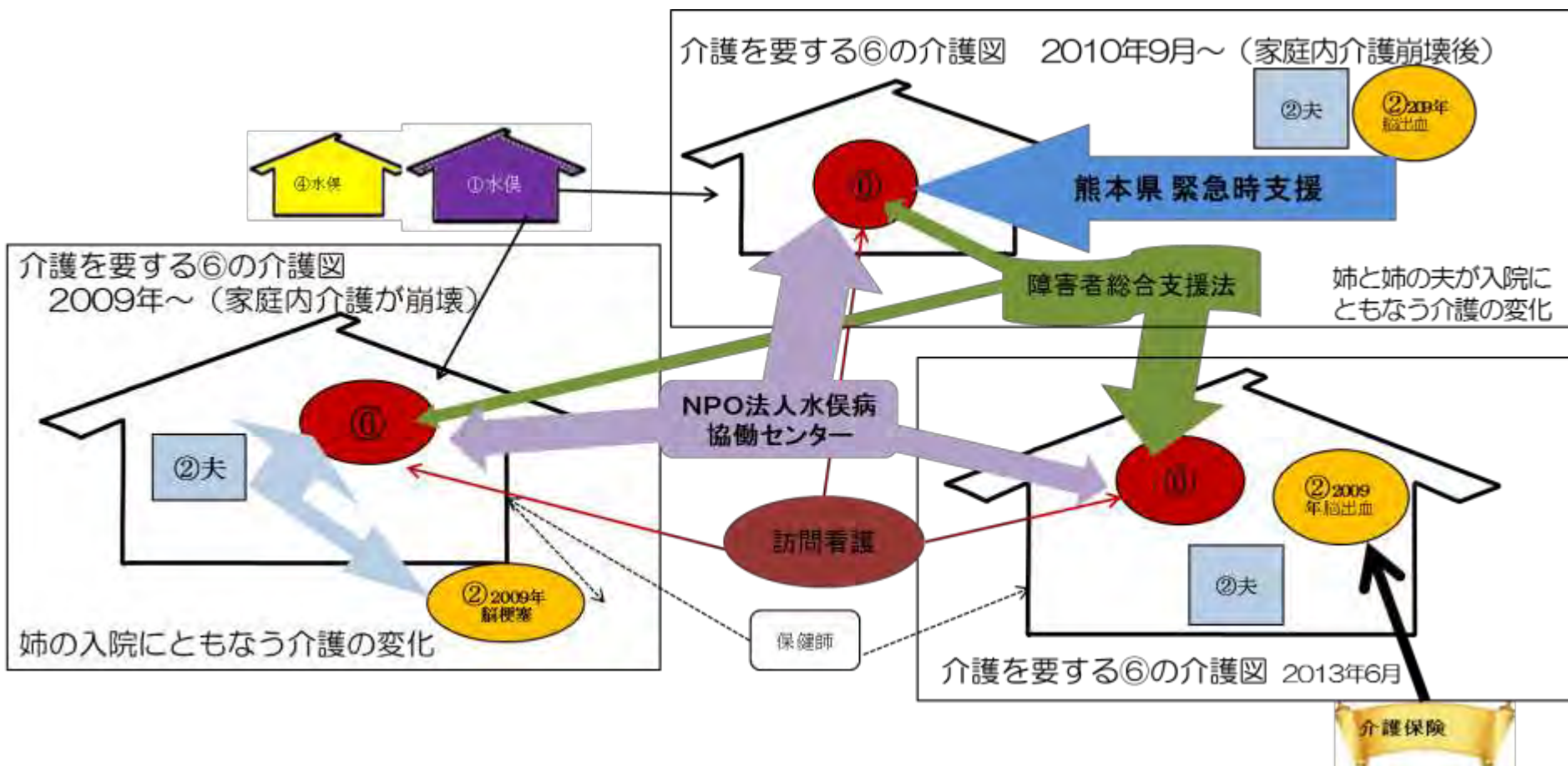


図3：介護を要する⑥の介護図
(2009～家庭内介護が崩壊)





J子さんの1日の介護利用時間の制度区分状況

2021年8月現在 ヒアリングにより作成。

週間サービス計画表

障害者総合支援法

介護保険

補償協定

利用者名 T氏

居宅サービス計画作成（変更）日

令和03年08月01日

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
早朝	6:00								食事
	7:00								
午前	8:00								
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護			食事
	13:00	訪問入浴		訪問入浴	医療訪問看護 (チッソ)	訪問入浴			
	14:00								
	15:00								
	16:00								
			医療訪問リハビリ (チッソ)						
	17:00	訪問介護 (介護保険)	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護			食事
夜間	18:00								
	19:00								
	20:00								
	21:00								
	22:00								
週単位以外のサービス		介護保険で提供できない見守りなどは障がい福祉サービスで提供							

チッソが負担する部分は、ごく一部。他の制度によって生活が成り立っている。

2019年3月20日 水俣市昭和町に立てられた看板



1次訴訟原告は

第一次訴訟で原告

「なんで今頃ち思った。患者の気持ちは患者
じゃなからんば分からんと。」

「勝つまで頑張らんば、何もなかったことにな
る。勝つまで頑張らんば」

胎児性水俣病世代の原告は

「看板は、チッソを擁護する人たちが考えることだと思う。チッソと仕事でかかわりがある人たちだから。

でも、なぜ水俣病が長引くのか考えるべきだ。看板を立てる前に国や熊本県、チッソと向き合うべきだ。

最初の頃だって、漁民がチッソに申し入れをしたときに、チッソがきちんと向き合わなかったから、被害は大きくなり、解決しなかった。

国や熊本県も被害者が訴えてもきちんと向き合わなかったから、被害が広がった。早く自分たちの罪を認め、不知火海沿岸の健康調査を行い、住民が安心するような対策をとることが先だ。それをしないから長引いている。そこを考えて欲しい。」

第2世代訴訟 国家損害賠償請求訴訟

2007年	10月11日	熊本地方裁判所に国・県・チッソを被告に国賠訴訟提訴
2013年	11月1日	1人の原告が公健法の認定。
2014年	3月1日	地裁判決 3人は水俣病と認め、5人は認めず 控訴
2020年	3月13日	福岡高裁判決 原告敗訴 上告
2022年	3月8日	最高裁判所上告棄却 控訴審確定（原告敗訴）

第2世代訴訟 認定義務付け訴訟

2015年	10月15日	熊本地裁に提訴
2022年	3月30日	熊本地裁判決 原告敗訴 控訴
2024年	5月12日	福岡高等裁判所 控訴審第3回口頭弁論

参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年 『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社 1989年、『水俣病に学ぶ旅』日本評論社 1985年

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』日本評論社

原田正純著『水俣・もう一つのカルテ』1989年、『私の水俣学ノート 金と水銀』講談社2002年

原田正純著『いのちの旅ー「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局 2002年

原田正純、田尻雅美、山下善寛「環境病跡学ー環境汚染による疾病の疫学的診断方法」『社会医学研究』第26巻 2009年6月

田尻雅美著「水俣病の歴史と差別の実態」『部落解放研究』216号部落解放・人権研究所、解放出版社、2022年3月

田尻雅美著「水俣病被害を矮小化するカー病名変更を求める看板から考えるー」『月刊ヒューマンライツNo.376』部落解放・人権研究所、解放出版社、2019年7月

田尻雅美著「シリーズマイノリティの声 第23回 放置される水俣病ー救済策によって強化される差別」『月刊ヒューマンライツNo.357』部落解放・人権研究所、解放出版社、2017年12月

田尻雅美著「水俣病の歴史と差別の実態」『部落解放研究』部落解放・人権研究所、216号

『差別禁止法制定を求める当事者の声⑨水俣病問題のいま』部落解放・人権研究所2017年10月

熊本学園大学水俣学研究センター『ブックレットNo.1～17』 熊本日日新聞社

花田昌宣著『水俣病研究序説』藤原書店 2004年

水俣学研究センター資料叢書Ⅰ『水俣病に対する企業の責任』水俣学研究センター

水俣病研究会編『水俣病事件資料集上下巻』1996年

有馬澄雄編集『水俣病 20年の研究と今日の課題』青林舎1979年

東京・水俣病を告発する会編 縮刷版『告発』『告発』縮刷版発行委員会1971、1974年

吉田司『下下戦記』白木社、1987年12月